

## 徳島県自動車税種別割納税通知書送付用封筒広告掲載要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、徳島県広告事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、徳島県が発送する自動車税種別割納税通知書送付用封筒の裏面に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の内容等)

第2条 広告の内容は、公共性及び品位を損なうおそれのないものとし、要領第3条に掲げるもののほか、自動車税種別割納税通知書用封筒に広告として掲載した場合に、行政への信頼性を損なうおそれがあるため広告として適当でないと、徳島県自動車税種別割納税通知書送付用封筒広告審査会（以下「広告審査会」という。）が認めるものについては、広告対象としない。

### (広告の申込み)

第3条 広告の掲載を申し込む者（以下「申込者」という。）は、自動車税種別割納税通知書送付用封筒広告掲載申込書（別記第1号様式。以下「広告掲載申込書」という。）を、別途県がホームページ上で指定する期間内に知事に提出するものとする。

### (広告の申込みの無効)

第4条 次のいずれかに該当するときは、その申込みは無効とする。

- (1) 別途規定する申込み参加資格のない者や正常な申込みの執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が申込みをしたとき
- (2) 申込書の申込額を訂正した申込書を提出したとき、又申込書の申込額、住所、氏名若しくは重要な文字が脱落し、又は認識しがたい申込書を提出したとき
- (3) その他、県が指示した事項及び申込に関する条件に違反したとき

### (広告審査会)

第5条 申込者及び広告内容等について審査するため、広告審査会を設置する。広告審査会の内容については、別途定める。

### (広告主の決定)

第6条 知事は、申込者及び広告内容について、広告審査会が自動車税種別割納税通知書送付用の封筒に掲載するものとして適正であると認めるもののうち、広告申込価格が最も高いものを広告主として決定する。

ただし、広告審査会において意見が付されたものについては、それを満たした場合に決定するものとする。

- 2 最高価格の申込者が2者以上のときは、後日、知事が指定する日時に当該申込者にくじを引かせ、広告主を決定する。
- 3 知事は、前項のくじに参加しない申込者があるときは、当該申込者を除いた最高価格の申込者にくじを引かせ、広告主を決定する。

### (広告主への通知等)

第7条 知事は、広告主を決定したときは、速やかに広告主決定通知書（別記第2号様式）

により広告主に通知する。

- 2 また、知事は、事業の実施にあたり、当該広告主と自動車税種別割納税通知書送付用広告掲載契約を締結する。

(広告内容の承認等)

第8条 知事は、広告審査会において承認された広告内容について、広告内容承認通知書(別記第3号様式)により広告主に通知する。

- 2 広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、知事に広告の原稿を提出しなければならない。
- 3 広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。
- (1) 広告主の名称
- (2) 上部に縦1.0cm×横2.0cm以上の大きさの**広 告**の表示

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 広告掲載申込書に記載する申込額は、25万円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。
- (2) 知事は、契約締結後、広告主に広告掲載料の収納通知書を送付し、広告主は、知事が指定する納期限までに広告掲載料を納付するものとする。
- (3) 知事が指定する納期限までに広告主から広告掲載料の納付がないときは、広告の掲載を中止する場合がある。その際、県に生じた損害は広告主が賠償するものとする。
- (4) 広告デザイン等の広告作成に要する費用は広告主の負担とする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、自動車税種別割納税通知書送付用封筒広告に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年11月25日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年12月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年11月30日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年11月16日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。